

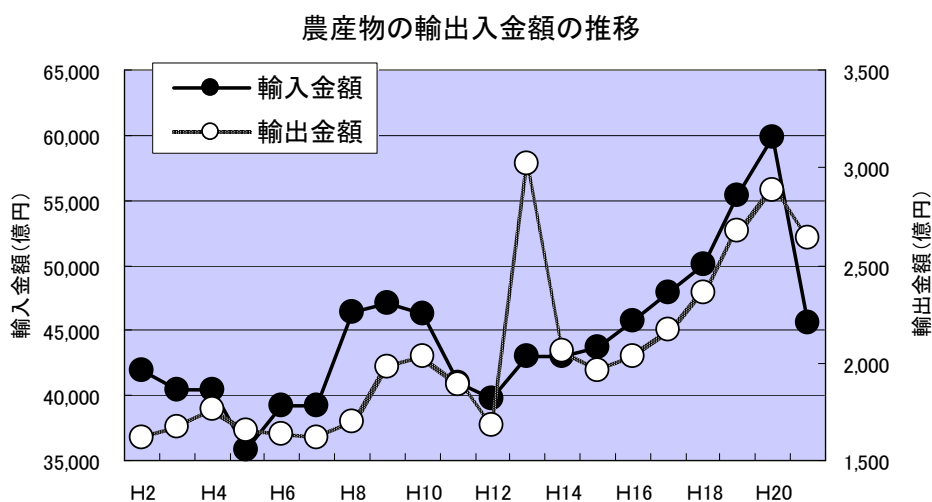
4 農業・農村を取り巻く情勢

(1) 国際化の進行

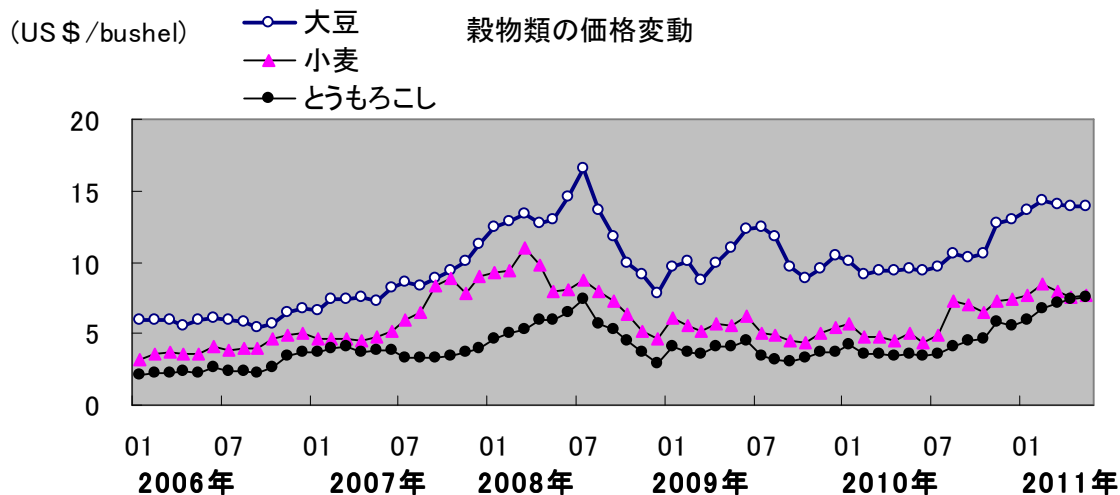
近年、社会や経済のあらゆる分野で国際化が進み、農業分野においても、WTO（世界貿易機関）農業交渉や、FTA（自由貿易協定）交渉、EPA（経済連携協定）交渉等、貿易の自由化に向けた動きが進展しており、国では、TPP（環太平洋連携）協定への参加について検討されています。

一方、経済発展の著しいアジア諸国へは、日本からの高品質な農産物の輸出量が増加する等、海外市場への販路拡大に期待が高まっています。

また、世界的な人口の増加、中国・インドなど新興国の経済発展、バイオ燃料の増加等により食料・農産物需要が高まり、とうもろこし、小麦、大豆等の国際相場が上昇し、食料や飼料の安定確保が課題となっています。



農林水産省：農林水産物輸出入概況



米国農務省資料

(2) 農業参入規制の緩和

経済の活性化を図るため、諸規制の緩和や撤廃が進められ、地域の特徴を活かした自主的な取組が活発化してきています。県内でも、構造改革特区制度を活用した農業生産法人以外の法人の農業参入やNPO法人による農村資源を活用した都市農村交流等の事例があります。

こうした中、農業経営基盤強化促進法の改正（平成17年9月施行）により、農地リース特区が全国展開され、活用すべき農地が相当程度存在する区域において、農業生産法人以外の法人の農業参入が可能となりました。

さらに、農地法の改正（平成21年12月施行）により、解除条件付きで一般法人等の農地の借入が可能となり、法人の農業参入は大幅に増加しています。

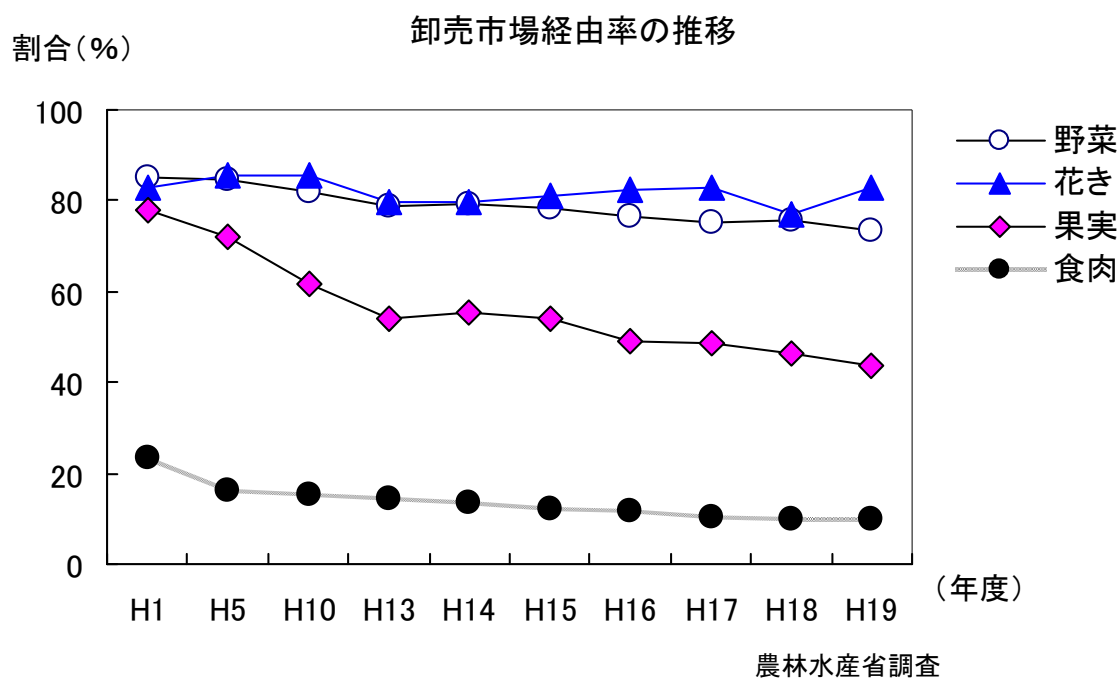
	法人数	借入面積
改正農地法施行前① (H15.4~H21.12) (約6年9ヶ月)	436法人	1,356ha
改正農地法施行後② (H21.12~H22.6) (約7ヶ月)	144法人	504ha
合計(①+②)※1	580法人	1,886ha

※1：借入面積については、①の法人が、改正農地法施行後新たに借り入れた農地があるため、個々の数値と合計が一致しない。

農林水産省資料

(3) 農産物流通の変化

現在、青果物の約6割が卸売市場を經由して流通していますが、最近では直売所や宅配、さらにはインターネットを活用した直接販売が増加する等、流通システムの多様化が進展しており、果実を中心に卸売市場経由の割合が低下傾向にあります。

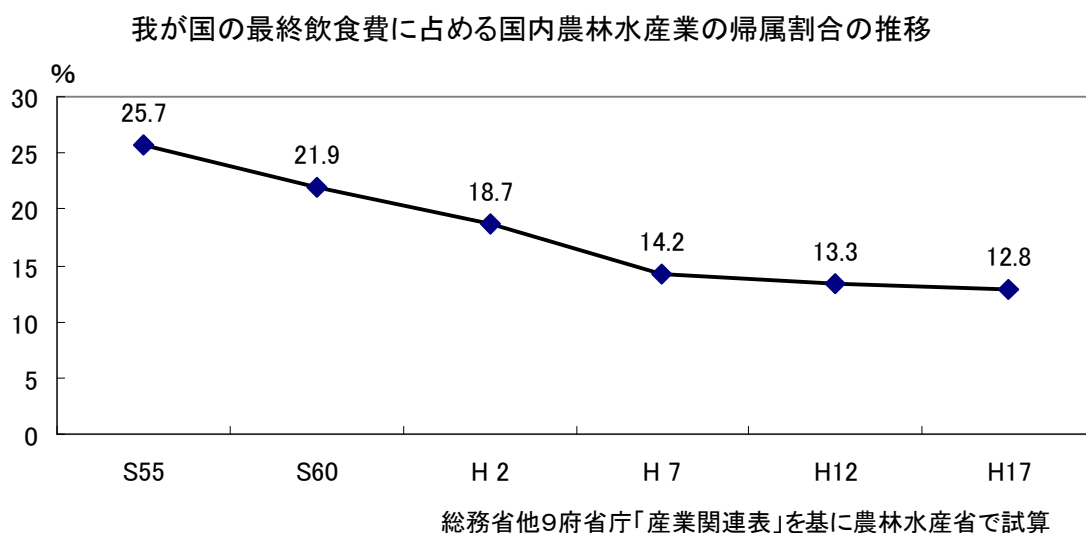


(4) 6次産業化の必要性

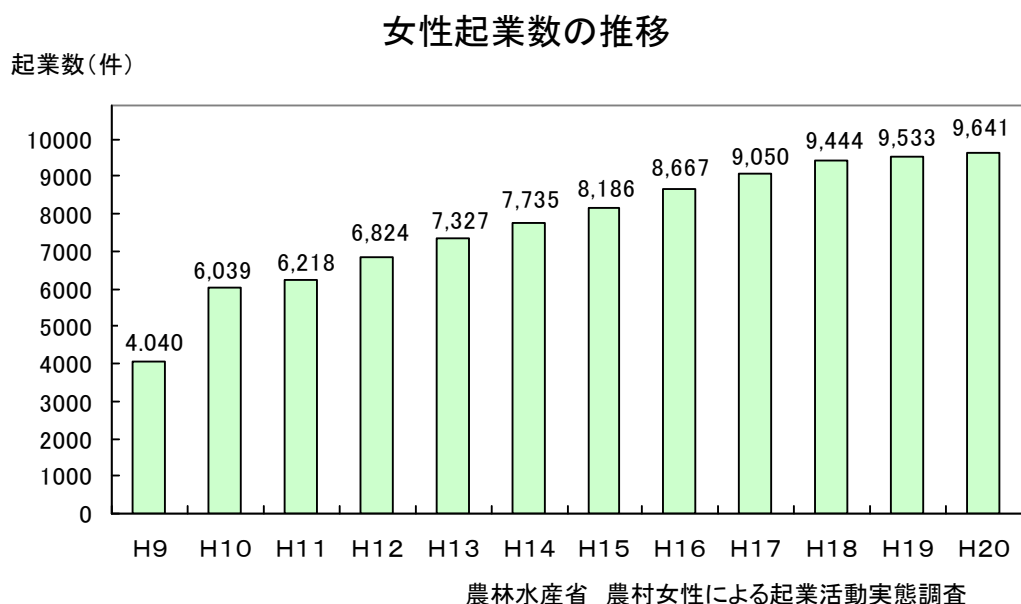
我が国の飲食費に占める国内農林水産業（1次産業）の帰属割合が昭和55年の25.7%から平成17年には12.8%と年々減少しています。このことは、農産物を生産し、販売するだけでは、十分な収入が得られにくくなっていることを表しています。

今後、農業や農村の再生・活性化を図っていくためには、農業サイドが自ら生産（1次）・加工（2次）・販売（3次）を一体化した地域ビジネスを展開し、新たな業態を創出する「農業・農村の6次産業化」※1を推進していくことが重要となっています。

※1 6次産業 = 1次産業 × 2次産業 × 3次産業



近年、農村女性による農産物の加工・販売等の起業活動が増加しており、農村において女性が積極的に活動する動きが増加しています。

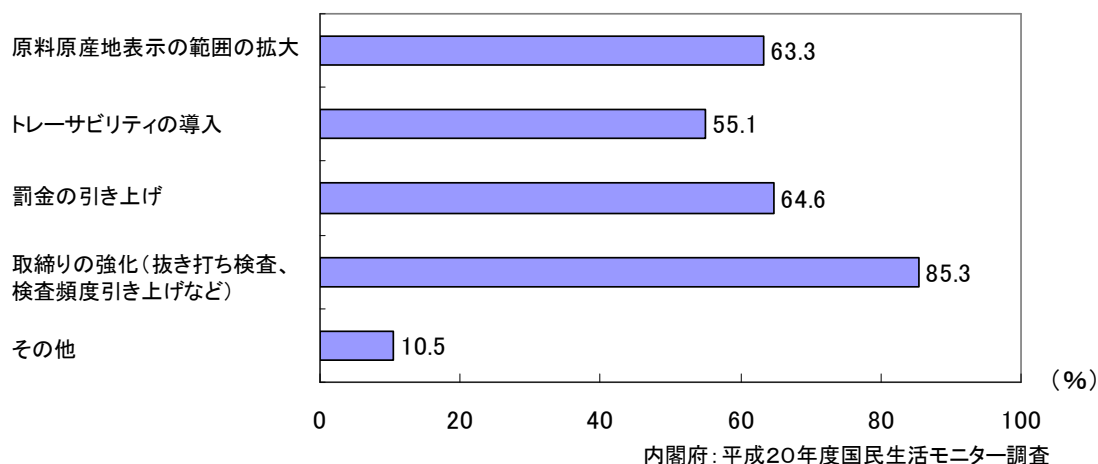


(5) 食の安全・安心への関心の高まり

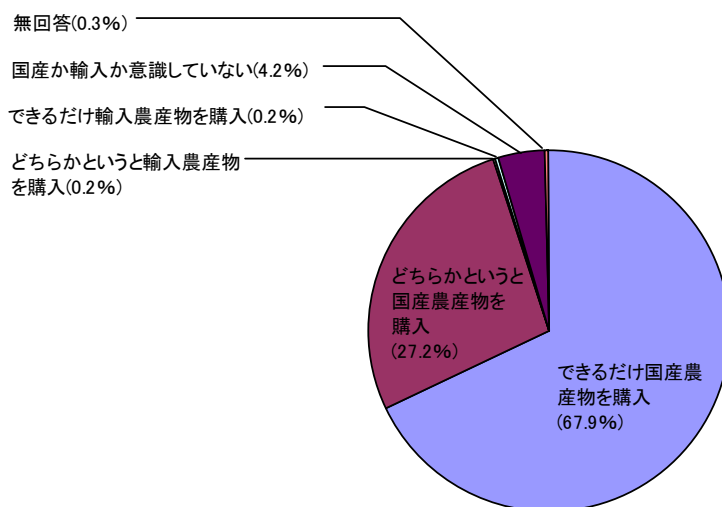
事故米の発生、食品の不適正な表示、輸入食品への有害物質の混入等、食を巡る一連の問題により、食の安全・安心に対する消費者の関心は一段と高まっています。

こうした中、平成 18 年 5 月に改正食品衛生法が施行され、全ての食品について一定量以上の農薬等が残留する場合、その販売等を禁止する「ポジティブリスト制度」が導入されました。さらに平成 22 年 10 月の米トレーサビリティ法の施行により、取引等の記録の作成等が義務化されるなど、食の安全・安心に向けた法整備が進んでいます。

食の安全の確保のために今後必要な対策(複数回答)



国産農産物と輸入農産物に対する意識(消費者モニター)



農林水産省：食品及び農業・農村に関する意識・意向調査

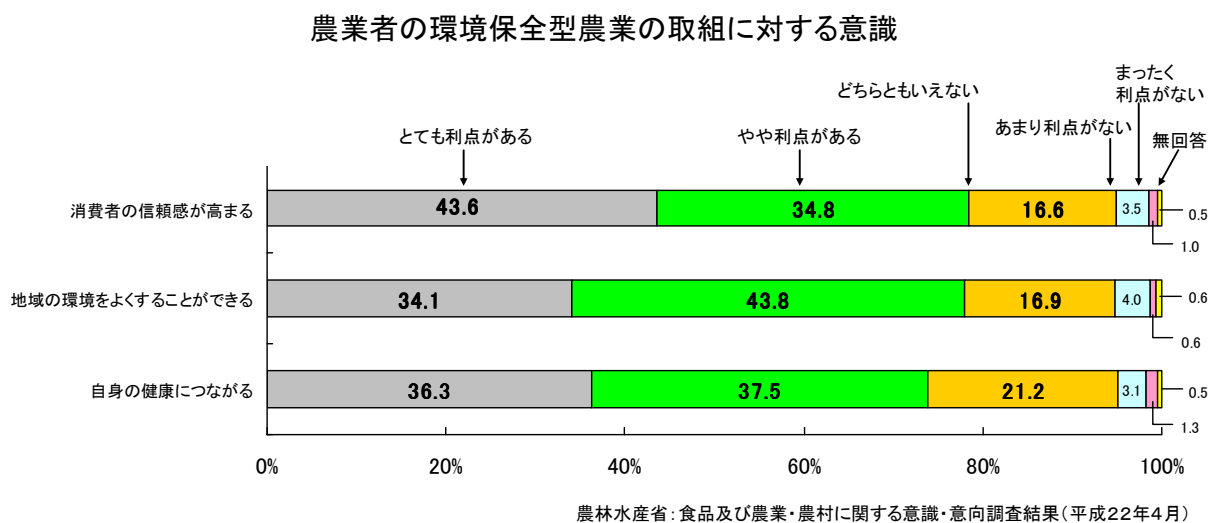
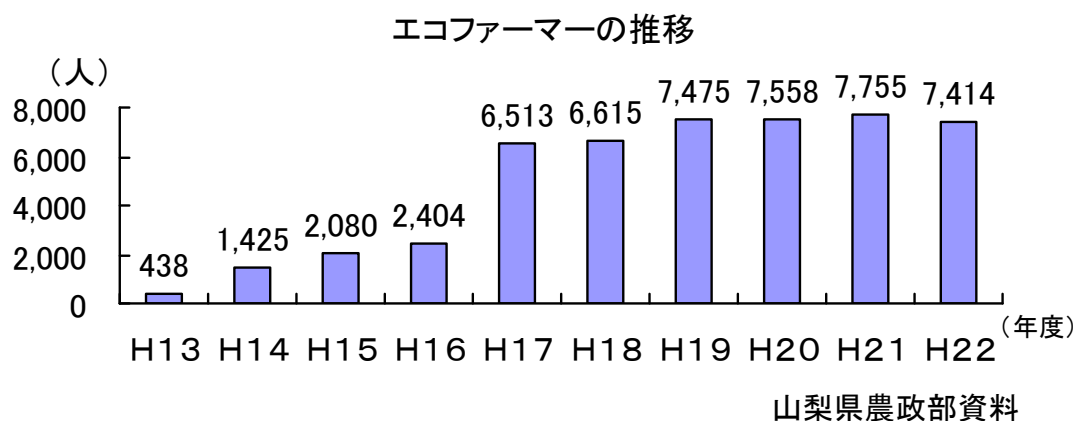
(6) 環境問題への関心の高まり

化石資源や水資源の枯渇、温暖化、オゾン層の破壊等による環境への影響が危惧される中、環境問題に対する国民の関心は非常に高く、経済社会を環境に配慮した持続可能なものに転換していく取組が求められています。

農業生産においても、農業が持つ自然循環機能の活用や、環境保全を重視した生産方式への転換等の取組が重要となっています。

本県における農業者の意識は高く、エコファーマー※1が増加しており、平成21年度における販売農家に占める割合は34.4%で全国第1位となっています。

※1 エコファーマー：「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年7月施行）」に基づき、都道府県知事から、たい肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者



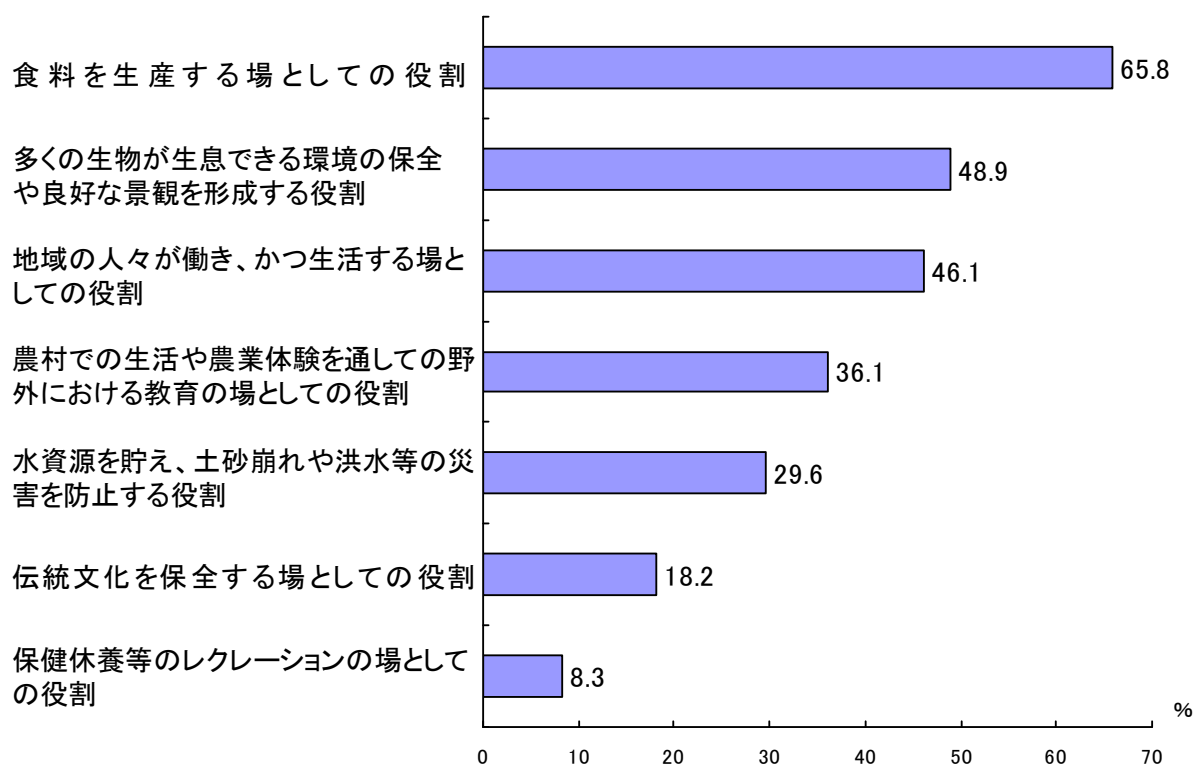
(7) 農業の多面的機能に対する期待の高まり

農業は、食料の供給機能だけでなく、国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承といった多面的機能を有しています。近年、ゆとり、安らぎ、心の豊かさ等の価値観が重視されるようになり、多面的機能が発揮された個性的、特徴的な農村空間に対する期待が高まっています。

こうした中で、中高年を中心に都市と農山漁村地域での二地域居住や、若者を中心に農山漁村地域に定住の願望を持つ人が多くなっています。

一方、過疎化や高齢化等により、これら多面的機能の発揮に必要な生産活動や集落機能が低下しており、多面的機能の維持、向上に対し農業者や地域住民等に理解を求めていくことが重要となっています。

農村の持つ役割に対する意識(複数回答)



内閣府：食料・農業・農村の役割に関する世論調査(平成20年11月)